

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	(広報広聴課) 36
○特定調達契約に係る入札の公告……………	(広報広聴課) 36
○家畜伝染病検査の命令(5件)……………	(畜産振興課) 37
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………	(農業施設管理課) 40
○土地改良区連合の役員の退任の届出……………	(農業施設管理課) 40
○道営土地改良事業の工事の完了……………	(農業施設管理課) 41
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………	(治山課) 41
○森林法による通知に代える公示……………	(治山課) 41
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	41

告 示	
北海道告示第559号	
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。	
平成22年7月20日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1 資格及び調達をする特定役務の種類	
平成22年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。	
(1) 契 約	平成22年7月20日に一般競争入札の公告を行う平成22年度下半期新聞紙面利用による道政広報実施業務「みなさんの赤れんが」
(2) 資 格	平成22年度下半期新聞紙面利用による道政広報実施業務「みなさんの赤れんが」に関する資格(以下「資格」という。)

(3) 特定役務の種類 新聞紙面利用による道政広報実施業務「みなさんの赤れんが」

2 資 格 要 件
平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。
過去2年間に、国(特殊法人等を含む。)又は地方公共団体と広報業務に関する契約を締結し、かつ確実に履行(以下「契約実績」という。)したものであること。

3 資格要件の特例
中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会(以下「中小企業組合等」という。)で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の契約実績に掲げる資格要件にあっては、当該組合と組合員(組合が指定する組合員)の値の合計値とすることができる。

4 資格審査の申請の時期及び方法
(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成22年7月21日から8月26日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道総合政策部知事室広報広聴課
イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該機関の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

北海道告示第560号
次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成22年7月20日
北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項
(1) 調達をする特定役務の名称及び数量
平成22年度下半期新聞紙面利用による道政広報実施業務「みなさんの赤れんが」一式

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 契約締結年月日から平成23年3月31日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格
平成22年北海道告示第559号に規定する平成22年度下半期新聞紙面利用による道政広報実施業務「みなさんの赤れんが」に関する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
北海道総合政策部知事室広報広聴課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館3階第2研修室
(送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部知事室広報広聴課)
- (2) 入 札 日 時 平成22年9月1日(水)午後1時30分(送付による場合は、必着)
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。
- 6 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成22年3月12日付け北海道告示第10346-3号
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道総合政策部知事室広報広聴課のホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/>)においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。
- 9 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総合政策部知事室広報広聴課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5110

10 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured : A set of businesses of the newspaper publicity service titled “*Minasan no Akarenga* (Your Red Brick Building)” from October 2010 to March 2011
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., September 1, 2010
- C Contact : Public Relations and Opinions Division, Office of the Governor, Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5110

北海道告示第561号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛の結核病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成22年7月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 実 施 の 目 的
牛の結核病の発生予防のため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
- | 実施する区域の市町村名 | 実 施 の 期 日
(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日) |
|-------------|--|
| 黒 松 内 町 | 平成22年10月4日から11月25日まで |
| 日 高 町 | 同 10月4日から12月28日まで |
| 鷹 栖 町 | 同 9月27日から12月24日まで |
| 東 神 楽 町 | 同 |
| 比 布 町 | 同 |
| 上 富 良 野 町 | 同 |
| 中 富 良 野 町 | 同 |
| 占 冠 村 | 同 |
| 音 威 子 府 村 | 同 |
| 幌 加 内 町 | 同 |

天 塩 町	平成22年10月4日から平成23年1月28日まで	沼 田 町	同
津 別 町	同 10月18日から12月24日まで	札 幌 市	同 10月12日から平成23年1月21日まで
訓 子 府 町	平成23年1月4日から3月31日まで	江 別 市	同 9月21日から12月10日まで
滝 上 町	平成22年10月25日から平成23年1月14日まで	恵 庭 市	同 11月15日から平成23年1月21日まで
音 更 町	同 10月18日から12月24日まで	新 ひ だ か 町	同 10月18日から12月28日まで
幕 別 町	同 9月27日から平成23年3月31日まで	北 斗 市	平成23年1月3日から2月16日まで
池 田 町	同 11月15日から平成23年1月14日まで	八 雲 町	平成22年9月21日から12月13日まで
足 寄 町	同 11月15日から平成23年1月21日まで	今 金 町	同 9月13日から11月19日まで
浦 幌 町	同 11月8日から平成23年1月7日まで	和 寒 町	同 9月21日から12月24日まで
釧 路 市	同 8月30日から10月29日まで	剣 淵 町	同
浜 中 町	同 10月18日から平成23年1月14日まで	中 川 町	同
白 糠 町	同 10月18日から12月17日まで	枝 幸 町	同 10月21日から12月24日まで
別 海 町	同 10月1日から平成23年3月31日まで	幌 延 町	同 9月2日から11月19日まで
3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。	湧 別 町	同 9月21日から12月17日まで
4 実施の方法	(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。 (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。	帯 広 市	同 10月25日から12月28日まで
北海道告示第562号		士 幌 町	同 10月12日から12月17日まで
家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のブルセラ病及びヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。		上 士 幌 町	平成23年2月14日から3月31日まで
平成22年7月20日		芽 室 町	平成22年12月20日から平成23年2月25日まで
北海道知事 高 橋 はるみ		中 札 内 村	平成23年2月7日から3月31日まで
1(1) 実施の目的	牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため	大 樹 町	平成22年9月13日から11月26日まで
(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日	実施する区域の 実 施 の 期 日 市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）	幕 別 町	平成23年1月11日から3月31日まで
	美 唄 市 平成22年9月1日から12月10日まで	本 別 町	同 1月24日から3月31日まで
	赤 平 市 同	釧 路 市	平成22年10月4日から12月22日まで
	三 笠 市 同	鶴 居 村	同 8月30日から12月22日まで
	妹 背 牛 町 同	(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24箇月未満のもの及び牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。
		2(1) 実施の目的	牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため
		(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日	実施する区域の 実 施 の 期 日 市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
			江 別 市 平成22年9月21日から12月10日まで
		(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲	

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛。ただし、牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

3 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第563号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成22年7月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

美 唄 市 平成22年9月1日から12月10日まで

赤 平 市 同

三 笠 市 同

妹 背 牛 町 同

恵 庭 市 同 8月30日から10月29日まで

石 狩 市 同

安 平 町 同 9月1日から平成23年2月25日まで

む か わ 町 同

北 斗 市 平成23年1月4日から2月16日まで

八 雲 町 平成22年9月21日から12月13日まで

和 寒 町 同 9月21日から12月24日まで

剣 淵 町 同

中 川 町 同

枝 幸 町 同 10月21日から12月24日まで

幌 延 町 同 9月2日から11月19日まで

湧 別 町 同 9月21日から12月17日まで

新 得 町 平成23年1月17日から3月18日まで

更 別 村 平成22年11月8日から平成23年1月7日まで

豊 頃 町 平成23年1月4日から3月4日まで

陸 別 町 平成22年9月21日から11月19日まで

釧 路 市 同 10月4日から12月22日まで

鶴 居 村 同 8月30日から12月22日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているもの及び生後24箇月未満のものを除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第564号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性貧血の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成22年7月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

旭 川 市 平成22年11月1日から12月24日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育している馬。ただし、生後180日未満のもの、種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬、家畜伝染病予防法第13条第1項の届出をしているもの及び家畜防疫員が疾病その他の事由により検査を受けることが困難と認めたものを除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第565号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該鶏の所有者に対し、当該鶏について、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成22年7月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の実施の期日
市町村名（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
岩見沢市 平成22年9月1日から平成23年3月31日まで
由仁町 同
北見市 同

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎に飼育する鶏

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
(2) 検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。

北海道告示第566号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、ながぬま土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成22年7月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	平成22. 6.23	理事	菊地 博	夕張郡長沼町西1線南2番地
同	同	同	折口 光喜	同 東1線北18番地
同	同	同	川浦 良一	同 西2線北13番地
同	同	同	池内 義一	同 西4線北2番地
同	同	同	山本 仁	同 西7線南3番地
同	同	同	松尾 嘉則	同 銀座南2丁目8番3号
同	同	同	寺崎 義之	同 字幌内
同	同	同	佐々木 忠	同 東4線南6番地
同	同	同	菊澤 巧	同 東3線南11番地

同	同	同	逢坂 利一	同	東3線南13番地
同	同	同	嶋田 貞信	同	西2線南5番地
同	同	同	山田 文雄	同	西3線南5番地
同	同	監事	漆原 衛	同	西1線南8番地
同	同	同	平田 真一	同	東4線北18番地
同	同	同	松本 稔	同	東5線北1番地
退任	同 22. 6.22	理事	菊地 博	同	西1線南2番地
同	同	同	巻 隆之	同	西2線北9番地
同	同	同	間島 忠利	同	西5線南1番地
同	同	同	桃野 弘	同	本町北3丁目1番10号
同	同	同	宮川 澄雄	同	東2線北14番地
同	同	同	折口 光喜	同	東1線北18番地
同	同	同	池内 義一	同	西4線北2番地
同	同	同	浅沼 善之	同	西5線北6番地
同	同	同	松尾 嘉則	同	銀座南2丁目8番3号
同	同	同	佐々木 忠	同	東4線南6番地
同	同	同	鈴木 徳幸	同	東4線南2番地
同	同	同	寺崎 義之	同	字幌内
同	同	同	菊澤 巧	同	東3線南11番地
同	同	同	駒谷 作江	同	東3線南7番地
同	同	同	田近 久行	同	東8線南14番地
同	同	同	嶋田 貞信	同	西2線南5番地
同	同	同	松本 守	同	西6線南5番地
同	同	同	山田 文雄	同	西3線南5番地
同	同	監事	松本 稔	同	東5線北1番地
同	同	同	谷口 博宣	同	字木詰
同	同	同	平田 真一	同	東4線北18番地
同	同	同	松村 敏文	同	東7線南5番地
同	同	同	生田 義和	同	東6線南18番地
同	同	同	漆原 衛	同	西1線南8番地

北海道告示第567号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、夕張川水系土地改良区連合から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成22年7月20日

			北海道知事 高 橋 はるみ		
退 任 年 月 日	理 事 ・ 監 事 の 別	氏 名	住 所	所在が不明な者	
平成22. 6. 22	監 事	松 本 稔	夕張郡長沼町東5線北1番地	中川郡豊頃町農野牛997所在の森林について所有権を有する 中 野 真由美	
北海道告示第568号					
次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。					
平成22年 7 月20日					
地区名	事 業	の 種 類	北海道知事 高 橋 はるみ		
初山別	中山間地域総合整備（農業用排水施設、区画整理、暗きょ排水）	同	平成21. 12. 24		
同	同（客土）	同	20. 12. 15		
北海道告示第569号					
森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。					
平成22年 7 月20日					
北海道知事 高 橋 はるみ					
1 (1) 解除に係る保安林の所在場所		勇払郡厚真町字幌内1の12（次の図に示す部分に限る。）			
(2) 保安林として指定された目的		水源のかん養			
(3) 解 除 の 理 由		道路用地とするため			
2 (1) 解除に係る保安林の所在場所		勇払郡厚真町字幌内1の12（次の図に示す部分に限る。）			
(2) 保安林として指定された目的		公衆の保健			
(3) 解 除 の 理 由		道路用地とするため			
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）					
北海道告示第570号					
森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を豊頃町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成22年北海道告示第485号のとおりである。					
平成22年 7 月20日					

北海道知事 高 橋 はるみ	
所在が不明な者	
中川郡豊頃町農野牛997所在の森林について所有権を有する 中 野 真由美	
総 合 振 興 局 告 示 及 び 振 興 局 告 示	
北海道空知総合振興局告示第38号	
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。	
なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。	
平成22年 7 月20日	
北海道空知総合振興局長 羽 貝 敏 彦	
1 入 札 に 付 す る 事 項	
(1) 調達をする物品等の名称及び数量	
路面清掃車（真空式） 2 台	
（交換契約により路面清掃車（真空式） 2 台を契約の相手方に供し、路面清掃車 2 台を契約の相手方から調達する。）	
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。	
(3) 納 入 期 限 平成23年 3 月31日	
(4) 納 入 場 所 入札説明書による。	
2 入 札 に 参 加 す る 者 に 必 要 な 資 格	
次のいずれにも該当すること。	
(1) 平成21年北海道告示第 8 号又は平成22年北海道告示第23号に規定する物品の購入の資格を有すること。	
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	
(3) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。	
(4) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績等があることを証明した者であること。	
(5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。	
(6) 納入地区において、当該調達物品を納入後、10年間以上の部品の供給が可能であること及び速やかに部品調達ができることを証明した者であること。	
(7) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者	

であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(7)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成22年7月20日から同年8月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目
北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道空知総合振興局札幌建設管理部3階第1会議室（送付による場合は、郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課）

- (2) 入札日時 平成22年8月30日 午後1時30分（送付による場合は、必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メールによる交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：satsudoboku.

somul@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 所在地 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目

電話番号 011-561-0383

10 Summary

- A Nature and quantity of the products to be purchased :

Road surface a garbage truck (Vacuum type) Quantity 2

- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., August 30, 2010

- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration
Sapporo Department of Public Works Management, Sorachi General Subprefectural Bureau,
Hokkaido Government, Nishi 16-chome, Minami 11-jo, Chuo-ku, Sapporo 064-0811 Japan
Phone : 011-561-0383